

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成24年3月1日

京都市長 門川大作

1 許可年月日及び許可番号

平成23年1月24日 第819号

平成23年11月7日 変第190号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市山科区大宅山田3番地, 7番地の3, 8番地の1, 15番地, 16番地, 17番地の1, 18番地の1, 18番地の2, 20番地(一部), 22番地の6, 25番地, 34番地, 35番地, 49番地, 49番地の1, 50番地の1, 65番地及び120番地, 同区大宅奥山田103番地の1, 104番地, 108番地の2, 112番地, 128番地の3及び129番地の3, 同区大宅岩屋殿1番地の2, 1番地の3, 3番地の6, 14番地, 15番地, 16番地, 16番地の1, 17番地, 17番地の1, 18番地及び19番地並びに市有地(未登記)

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市山科区大宅山田町34番地

学校法人 京都橘学園

理事長 梅本裕

(都市計画局都市景観部開発指導課)